

損害賠償請求事件の和解について

この度、令和4年8月に本市職員3名が、山川仁前市長らによるパワーハラスメント行為および人事権を濫用した違法な転任処分により精神的苦痛を受けたこと等に対し、本市を提訴しておりました件について、和解が成立いたしましたのでご報告いたします。

原告の皆様には、この間の精神的苦痛と多大なご心労をおかけしましたことを、豊見城市長として深くお詫び申し上げます。今回の和解が、3年余にわたる長い訴訟に終止符を打ち、皆様が少しでも心の安寧を取り戻されるための一歩となることを心より願っております。

今回の和解を新たな出発点と捉え、本市が市民の皆様にとって真に信頼される自治体となるよう、市役所全体でハラスメントの根絶に徹底して取り組んでまいります。職員一人ひとりが安心して誇りをもって働ける職場環境を整備するため、私が先頭に立って市政運営に尽力してまいります。

改めて、市政の信頼回復に向けて全力を尽くしてまいりますので、市民の皆様におかれましては、引き続き市政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月4日

豊見城市長 徳元次人